

広域連合長専決処分事項の指定

平成23年3月28日議決

改正 令和2年8月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条の規定により、次の事項は広域連合長において、これを専決処分することができる。

- 1 損害賠償の額を1件100万円（交通事故に係るものにあつては1件300万円）以下において定めること。
- 2 構成団体からの移管事案について、支払督促の申立てから移行する訴えの提起及びこれに伴う和解に関すること。